

特例貸付における総合支援資金の「再貸付」について

令和3年2月2日（火）に、厚生労働省のホームページや報道等で発表されておりますが、具体的な貸付内容（受付開始日、貸付対象者、貸付条件等）については、示されておられません。貸付内容が決定しましたら、本会ホームページに掲載いたします。

厚生労働省「[総合支援資金の再貸付を実施します](#)」このリンクは別ウィンドウで開きます（厚労省のページに飛びます）

また、緊急小口資金（特例貸付）の償還免除については、令和3年度住民税非課税（令和2年中の所得）または令和4年度（令和3年中）の住民税非課税の場合、免除できるとされました。

なお、総合支援資金（特例貸付）については検討中とされています。償還免除につきましても、詳細が決まり次第、本会ホームページに掲載します。